

# 【2月28日まで】マイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの申請期限が延長になりました

問合せ 総合政策課 企画調整担当 ☎0495-77-0701 FAX0495-77-3915

「マイナポイント事業」とは、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、1人当たり最大2万円相当のマイナポイントを付与する国の事業です。

本事業の対象となるマイナンバーカードの申請期限が2月28日（火）まで延長となりました。この機会にぜひマイナンバーカードを取得しましょう。

なお、マイナポイントの申込み期限については、円滑にポイントを申し込めるよう新たな期限を新設のうえ延長される予定です。明確な期限は改めて総務省より公表されます。



## 「マイナンバーカード出張申請サポート」を実施しています

開催時間(全日程共通) 午前9時30分～午後3時30分 ※予約不要

サポート内容 申請用の顔写真の撮影、申請書の記入補助

持ち物 ●本人確認書類(運転免許証等写真付のもの1点または健康保険証等写真無しのもの2点)  
●マイナンバーカード交付申請書(お手元があればお持ちください)

日程	場所
2月7日(火)	神泉総合支所
2月21日(火)	多目的交流施設
【すべて木曜日】2月16日・3月9日	ふれあいセンター
【すべて水曜日】2月1日・3月1日・3月15日	総合福祉センター (いこいの郷)

# かみかわ町長コラム

## 就任2年目を迎えて

昨年2月5日に町長職に就任させていただき、約1年が経過しました。

この間、昨年6月には降ひょう被害、8月はオミクロン株による新型コロナウイルス感染症の第7波、暮れには物価高や新型コロナウイルス感染症の第8波など、厳しい状況が続きました。一方で、4月には新丹荘保育所の開所、6月に新神泉総合支所の建設工事着工など新たな取り組みもありました。

今年は、町の大きな課題であります「4つの小学校のあり方」「老朽化した神川幼稚園と青柳保育所のあり方」などに加え、少子高齢化に伴う諸課題やポストコロナを見据えた町政運営に職員一丸となって取り組んでまいります。

また、町の将来は行政だけで成り立つものではありませんので、健康面・交通安全・防災・防犯・地域コミュニティなど個人や地域の皆様の引き続きのご協力をお願いいたします。

今後とも、町民の皆様への情報提供を大切にし、ご意見をお聞きしながら町民の皆様のご幸せや町の発展のために町政運営を進めてまいります。



神川町長 櫻澤 晃



# 「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました

問合せ 総務課 庶務担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

令和4年7月8日、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例の趣旨は、「部落差別の解消の推進に関する法律」の基本理念にのっとり、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とするものです。

部落差別は、日本の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。部落差別のない社会を実現するためには、県民一人一人が部落差別を解消する必要性に対する理解を深めることが必要です。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

人権相談はこちら…●みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570-003-110  
●インターネット人権相談受付窓口(法務省)「インターネット人権相談」で検索



# ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

## 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

### 免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産・流産・早産された方を含みます。)

### 産前産後期間の取り扱い

- 産前産後期間として認められた期間は、老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 産前産後期間は付加保険料が納付できます。
- 産前産後期間の保険料を納付している場合、全額還付(返金)されます。

### 対象者

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方(ただし、任意加入期間は対象外)

### 届出について

【届出時期】 出産予定日の6か月前から届出可能です。

【届出先】 保険健康課、神泉総合支所

【添付書類】 本人確認書類のほか、下記の書類をお持ちください。

母子健康手帳など(出産後は、被保険者と子が同世帯の場合は不要)

※郵送で届書を提出する場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。

※別世帯の子の場合、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。



○問合せ  
熊谷年金事務所 048-522-5012  
保険健康課 0495-77-2113  
地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号  
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。  
予約受付専用番号 0570-05-4890